

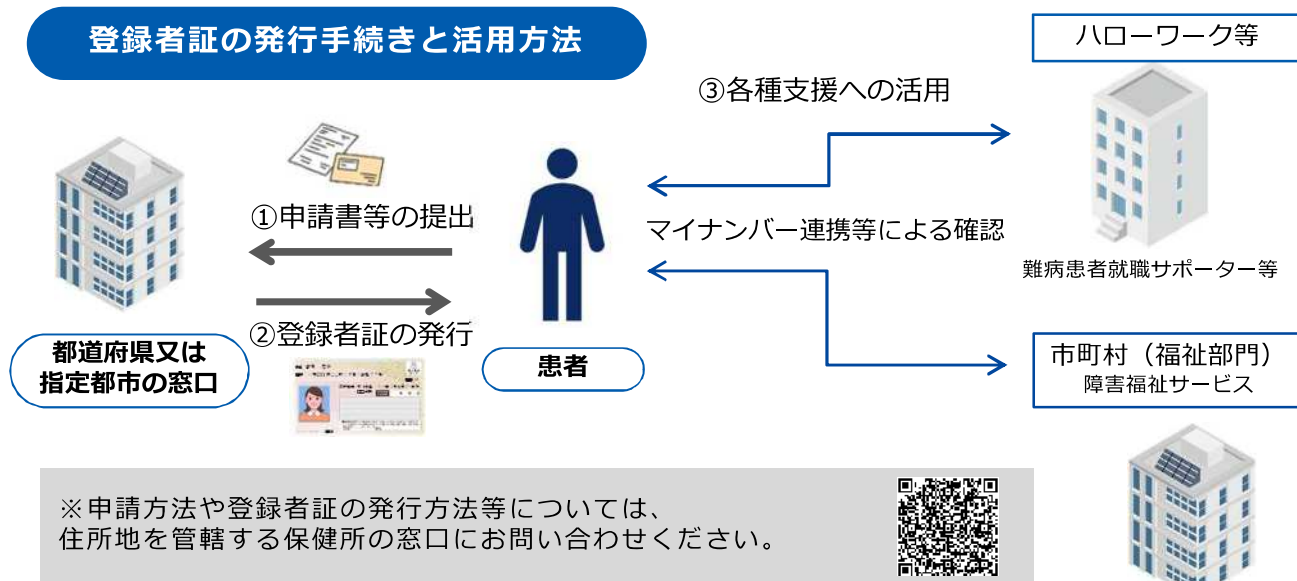
登録者証のお知らせ

2024年4月から、指定難病患者の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に使える「登録者証」の申請を受け付けています。下記の手続きを参考に、登録者証の申請をご検討ください。

※登録者証とは？

難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。
(医療費助成の対象とならない方にも交付されます)

登録者証の発行手続きと活用方法



① 申請書等の提出

登録者証の申請の際は、申請書のほか、指定難病にかかっていることを証明する資料（臨床調査個人票、不認定通知（指定難病にかかっている旨が確認できるものに限る）、指定難病の医療受給者証等）の添付が必要となります。なお、その他の書類の提出を求める場合があります。

② 登録者証の発行

原則としてマイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります。ただし、マイナンバー情報連携を活用することができない状況にあるときは、申請者からの求めに応じて紙により発行することも可能です。

③ 各種支援への活用

マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、指定難病患者であることを証明できます。紙の登録者証をお持ちの方は、紙の登録者証を提出して証明することも可能です。

利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。

障害福祉サービス等

サービスの概要	窓口	登録証の利用可否と活用場面
障害福祉サービス等 (介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付)	市区町村	○ サービスの利用申請(※)
地域生活支援事業	市区町村 都道府県	△ 事業の実施主体である 市区町村等の取扱による
障害児通所給付	市区町村	○ サービスの利用申請(※)
障害児入所給付	都道府県 指定都市 児童相談所設置市	○ サービスの利用申請(※)

※ただし、支援内容の決定等のために別途、医師の意見書等が必要な場合があります。

就労支援（ご本人向け）

サービスの概要	窓口	登録証の利用可否と活用場面
公共職業安定所（ハローワーク）における 職業相談・職業紹介	公共職業安定所・ 難病相談支援センター	○ 証明の求めがあった時
職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業	地域障害者 職業センター	○ 証明の求めがあった時
障害者就業・生活支援センター事業	各障害者就業・ 生活支援センター	○ サービスの利用申請時

就労支援（事業者向け）

サービスの概要	窓口	登録証の利用可否と活用場面
特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	労働局、 公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	労働局、 公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース)	労働局、 公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
障害者介助等助成金	(独) 高齢・障害・求職 者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
訪問型職場適応援助者助成金 企業在席型職場適応援助者助成金	(独) 高齢・障害・求職 者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
障害者能力開発助成金	(独) 高齢・障害・求職 者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
障害者トライアル雇用事業	労働局、 公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時